



令和5年12月26日  
報道提供資料

## 消防職員の懲戒処分について

消防職員の懲戒処分を行いましたので、我孫子市職員の懲戒処分等の公表基準（平成20年6月20日総務第304号）により、次のとおり公表します。

なお、今回の非違行為につきましては、市民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

### ○ 被処分者、処分年月日、処分の内容等

被処分者	我孫子市消防本部 西消防署 消防司令 56歳
処分年月日	令和5年12月25日
処分の内容	懲戒停職処分6か月 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反行為を行った場合）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合）に該当するため
事案の概要	勤務明けの令和5年10月29日（日）10時30分頃、我孫子市内の店舗において食料品4点（1,761円相当）を万引きし、我孫子警察署員から任意の取り調べを受け、令和5年11月22日（水）、検察庁に書類送致され、令和5年12月11日（月）付けで不起訴処分となった。 なお、12月25日付けで、依願退職した。

令和5年12月26日

我孫子市消防長 石井 雅也

#### 【問い合わせ】

我孫子市消防本部 総務課

課長 国本

☎ 04-7181-7700